



長野県告示第42号

平成21年2月19日、長野県議会定例会を長野市に招集します。

平成21年1月29日

長野県知事 村井 仁

財政課

長野県告示第43号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第38条第2項の規定により、同法に規定する医療を担当する結核指定医療機関として、次のとおり指定しました。

平成21年1月29日

長野県知事 村井 仁

Table with 3 columns: Name, Location, Designation Date. Lists various medical facilities and their designated dates.

健康づくり支援課

長野県告示第44号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第38条第8項の規定により、同法に規定する結核指定医療機関の指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成21年1月29日

長野県知事 村井 仁

Table with 3 columns: Name, Location, Retirement Date/Efficiency Date. Lists various pharmacies and their retirement dates.

健康づくり支援課

長野県告示第45号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示します。

平成21年1月29日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類: 基本測量(精密測地網高度地域基準点測量作業)
2 作業期間: 平成20年5月12日から平成20年12月26日まで
3 作業地域: 松本市、大町市、下伊那郡根羽村、北安曇郡白馬村

建設政策課

長野県教育委員会告示第1号

学校教育法(昭和22年法律第26号)第55条の規定により技能教育のための施設を次のように指定しました。

平成21年1月29日

長野県教育委員会

- 1 技能教育のための施設の名称及び所在地
(1) 名称: 学校法人豊野女子学園 豊野女子専門学校
(2) 所在地: 長野市豊野町豊野1344
2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

Table mapping cooperation subjects to high school subjects. Includes categories like '洋裁I', 'デザイン理論', 'ファッションデザイン'.

- 3 指定日: 平成21年1月22日

高校教育課

選告示第3号

長野県選挙事務取扱規程(昭和38年選告示4号)の一部を次のように改正し、平成21年1月29日から施行します。  
平成21年1月29日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

第96条中「又は第2号」を「、第2号又は第3号」に改める。

第170条の2中「又は第9条の」を「、第9条又は第13条の」に改め、「様式第122号の3)」の次に「、ピラ作成契約届出書(様式第122号の4)」を加え、「様式第122号の4」を「様式第122号の5」に、「又は第9条に」を「、第9条又は第13条に」に改める。

第170条の3中「又は公費負担条例第10条」を「、公費負担条例第10条又は第14条」に、「様式第122号の5」を「様式第122号の6)、ピラ作成枚数確認申請書(様式第122号の7」に、「様式第122号の6」を「様式第122号の8」に、「様式第122号の7」を「様式第122号の9)、ピラ作成枚数確認書(様式第122号の10」に、「様式第122号の8」を「様式第122号の11」に改める。

第170条の4中「又は第9条」を「、第9条又は第13条」に改め、「燃料供給業者」という。)の次に「、公費負担条例第9条に規定する有償契約を締結したピラの作成を業とする者(以下「ピラ作成業者」という。))」を加え、「第9条に」を「第13条に」に改める。

第170条の5中「様式第122号の9)又はポスター作成証明書(様式第122号の10)を」を「様式第122号の12)、ピラ作成証明書(様式第122号の13)又はポスター作成証明書(様式第122号の14)を、使用又は作成の実績に基づき作成し」に改め、「その他の者」の次に「、ピラ作成業者」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を交付するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

第170条の6中「又は第10条」を「、第10条又は第14条」に、「様式第122号の11」を「様式第122号の15」に改め、「選挙運動用自動車使用証明書」の次に「、ピラ作成証明書」を加え、「燃料供給業者」を「当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては選挙運動用自動車燃料代確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ピラ作成業者」に、「当該証明書のほかに選挙運動用自動車燃料代確認書」を「ピラ作成枚数確認書」に改める。

様式第122号の3中

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名又は名称(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	契約内容	
		運送契約期間	運送契約金額
			円

を

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名又は名称(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	

に、

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名又は名称(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	契約内容	
			借入れ期間等	契約金額
自動車の借入れ				円
燃料代				
運転手の雇用				

を

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名又は名称(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	契約内容		備考
				借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ					円	
燃料代						
運転手の雇用						

に改め、同様式の備考の2中「燃料供給量」

を「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」に改め、同2の次に次のように加える。

3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載すること(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載しても差し支えない)。

様式第122号の11の(その1)中「5 銀行名、口座名及び口座番号」を

「5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな	.....		
口座名			

に改め、同(その1)の備考の1中「自動車燃料

代確認書」の次に「及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し」を加え、同備考の2の次に次のように加える。

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られること。

様式第122号の11の(その1)の別紙中

販売年月日	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額
	円× ℓ = 円	/	/
計	円	円	円

を

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額
		円× ℓ = 円	/	/
計		円	円	円

に改め、同様式の(その1)の別紙の(2)

の備考に次のように加える。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載すること。

4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載すること。

様式第122号の11の(その2)中「第10条」を「第14条」に、「上記」を「下記」に、「5 銀行名、口座名及び口座番号」を

## 「5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

に改め、同様式の(その2)を同様式の(その3)

とし、同様式の(その1)の次に次のように加える。

(その2)

請 求 書 (ピ ラ の 作 成)

年 月 日

長野県知事 氏 名 殿

住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の〕  
氏名又は名称 〔所在地、名称及び代表者の氏名〕 ㊤長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する  
条例第10条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 内 訳  
別紙請求内訳書のとおり
- 3 年 月 日執行長野県知事選挙
- 4 候補者氏名
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

- (備考) 1 この請求書は、候補者から受領したピラ作成枚数確認書及びピラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出すること。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、県に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したピラの見本1枚(2種類の場合には各1枚)を添付すること。

(別紙)

請 求 内 訳 書

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額		
単価 A	枚数 B	金 額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金 額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金 額 G×H=I
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円

- (備考) 1 D欄には、次により算出した額を記載すること。
- (1) 確認書により確認された作成枚数が5万枚以下の場合  
7円30銭
  - (2) 確認書により確認された作成枚数が5万枚を超える場合  
 $36万5,000円 + 4円88銭 \times (\text{当該作成枚数} - 5万枚) \dots 1銭未満の端数は切上げ$   
当該作成枚数
  - 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載すること。
  - 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載すること。
  - 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載すること。

様式第122号の11を様式第122号の15とする。

様式第122号の10の備考中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加え、同様式を様式第122号の14とし、同様式の前に次の様式を加える。

(様式第122号の13) (第170条の5関係)

ビラ作成証明書

年 月 日

長野県知事選挙

候補者 氏 名 ㊦

年 月 日執行の長野県知事選挙において、下記のとおりビラを作成したことを証明します。

記

ビラ作成業者	
住 所 氏名又は名称	〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円

(備考) この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に交付すること。

様式第122号の9の(その1)の備考の1中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を加え、同様式の(その2)中

燃料供給業者	
住 所 氏名又は名称	〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
燃 料 供 給 年 月 日	燃 料 供 給 量
	燃 料 供 給 金 額
	ℓ
	円

を

燃料供給業者	
住 所 氏名又は名称	〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
燃 料 供 給 年 月 日	燃 料 供 給 量
燃 料 の 供 給 を 受 け た 選 挙 運 動 用 自 動 車 の 自 動 車 登 録 番 号	燃 料 供 給 金 額
	ℓ
	円

に改め、同様式の(その2)の備考中「証

明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を、「作成し」の次に「、給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて」を加え、同備考を同備考の1とし、同1の次に次のように加える。

- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載すること。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供

給を受けた日ごとに記載すること。

4 燃料供給業者が県に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付すること。

様式第122号の9の(その3)中

雇用年月日	報酬の額
	円

を

雇用年月日	報酬の額	備考
	円	

に改め、同様式の(その3)の備考の1中「証明書

は」の次に「、使用の実績に基づいて」を加え、同備考の2を備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載すること。

様式第122号の9を様式第122号の12とする。

様式第122号の8中「第10条」を「第14条」に改め、同様式を様式第122号の11とし、同様式の前に次の様式を加える。

(様式第122号の10)(第170条の3関係)

確認番号

ビラ作成枚数確認書

長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例第10条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

長野県選挙管理委員会委員長 氏 名 ㊦  
記

1 年 月 日執行長野県知事選挙

2 候補者氏名

3 確認枚数 枚

(備考) この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に交付すること。

様式第122号の7中「3 確認金額 円」を「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 4 確認金額 円」に改め、同

様式の備考を同備考の1とし、同1の次に次のように加える。

2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付すること。なお、公費の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られること。

様式第122号の7を様式第122号の9とする。

様式第122号の6中「第10条」を「第14条」に改め、同様式を様式第122号の8とし、同様式の前に次の様式を加える。

(様式第122号の7)(第170条の3関係)

ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

長野県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿

長野県知事選挙  
候補者 氏 名 ㊦

年 月 日執行の長野県知事選挙において、下記のビラ作成枚数につき、長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例第10条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日 年 月 日

2 契約の相手方

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の)  
氏名又は名称 (所在地、名称及び代表者の氏名)

3 確認申請枚数 \_\_\_\_\_ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済枚数 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (B)		
枚 数 計 (A) + (B)		

- (備考) 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から県選挙管理委員会に提出すること。  
 2 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によつて作成された枚数をも含めて記載すること。

様式第122号の5中「3 確認申請金額 \_\_\_\_\_ 円」を 「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 \_\_\_\_\_」に改め、同様の備考の2を同備考の3とし、同1の次に次のように加える。

2 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載すること。

様式第122号の5を様式第122号の6に改める。

様式第122号の4を様式第122号の5とし、様式第122号の3の次に次の様式を加える。

(様式第122号の4)(第170条の2関係)

ビラ作成契約届出書

年 月 日

長野県選挙管理委員会委員長 氏 名 殿

長野県知事選挙

候補者 氏 名 ㊤

年 月 日執行の長野県知事選挙において、下記のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名又は名称(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	契 約 内 容	
		作成契約枚数	作成契約金額
		枚	円

(備考) 契約届出書には、契約書の写しを添付すること。

選挙管理委員会